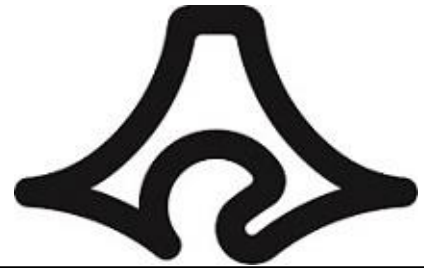


提 供 日 2024/07/19
タイトル 熱海土石流災害に係る行政対応に対する新聞報道への
本県の見解（砂防法、土採取等規制条例関連）
担 当 交通基盤部 河川砂防局砂防課
連 絡 先 杉山、松村
TEL 054-221-3041



熱海土石流災害に係る行政対応に対する新聞報道への本県の見解 （砂防法、土採取等規制条例関連）

熱海土石流災害に係る砂防法や土採取等規制条例の行政対応等に対する静岡新聞の報道では、「砂防指定地に指定されていれば土砂災害が防げた」、「県の独自解釈が規制を阻む」等の内容の記事が繰り返されています。

県は、砂防法の行政対応等について、法律を所管する国土交通省砂防部と相談しながら、県議会での答弁や記者会見、取材等で、その考え方や経緯等をその都度、説明するとともに、ホームページで見解を順次公表してまいりました。

この度、県民の皆様にも、あらためて記事に対する本県の見解について、下記のとおり県ホームページでお示しします。

一方で県では、部局を跨ぐ事案に対し、初期段階からでも適切な行政対応が可能となるよう、職員の意識改革や情報共有・連携の仕組みの構築など、県庁の組織文化の改善に向けた取り組みも進めてまいります。

■ 公開ページ

「令和6年7月19日 熱海土石流災害に係る砂防法の行政対応等に関連する新聞報道に対する見解」

（URL）

<https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/kasensabo/sabo/1056271/1064569/index.html>

（主な内容）

・砂防法について

砂防法の目的、砂防指定地、盛土の災害防止と砂防の関係に関する県の見解

・新聞報道に対する見解

熱海土石流災害に係る砂防法等の行政対応等に対する新聞記事への県の見解

担当：砂防行政等について

交通基盤部河川砂防局砂防課砂防班

TEL 054-221-3041

土採取等規制条例等について

交通基盤部都市局土地対策課土地対策班

TEL 054-221-2223